

草津市公報

発行日 令和3年3月15日
 (毎月1・15日発行)
 発行番号 第 5 号
 発行所 草津市役所
 草津市草津三丁目13番30号
 電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目 次◇◇◇

◎ 規 則

草津市立市民総合交流センター条例等の施行期日を定める規則（まちづくり協働課）……………2
 草津市立市民総合交流センター条例施行規則（まちづくり協働課）……………2
 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例施行規則（まちづくり協働課）……………6
 草津市修学援助資金給付規則を廃止する規則（児童生徒支援課）……………7

◎ 訓 令

草津市職員証に関する規程の一部を改正する訓令（職員課）……………7

◎ 告 示

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱（子ども・若者政策課）……………8
 自動車臨時運行許可番号標の失効について（市民課）……………9
 公示送達について（税務課）……………10
 草津市議会定例会の招集について（総務課）……………10
 公示送達について（介護保険課）……………10
 公示送達について（納税課）……………11

◎ 公 告

都市計画法に基づく公共用施設用地の一部廃止について（開発調整課）……………12
 条件付一般競争入札の施行について（契約検査課）……………13
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………16
 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………16
 公共下水道事業計画の変更について（上下水道施設課）……………17
 農用地利用集積計画について（農林水産課）……………17
 公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造の認定について（建築課）……………17
 草津市有財産売却一般競争入札について（総務課）……………17

◎教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）……………21
 草津市教育委員会臨時会の招集について（教育総務課）……………21

◎選挙管理委員会告示

50分の1、6分の1および3分の1の数について……………22
 草津市選挙管理委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規定……………22

◎農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について.....22

◎上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）.....23

草津市指定下水道工事店の指定について（上下水道総務課）.....23

規 則

草津市立市民総合交流センター条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和3年2月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第2号

草津市立市民総合交流センター条例等の施行期日を定める規則

(草津市立市民総合交流センター条例の施行期日)

第1条 草津市立市民総合交流センター条例(令和2年草津市条例第21号)の施行期日は、令和3年5月6日とする。ただし、第6条から第9条までの規定は同年3月1日から、付則第3項の規定は同年5月1日から施行する。

(草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例の施行期日)

第2条 草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場条例(令和2年草津市条例第22号)の施行期日は、令和3年4月1日とする。

(草津市重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例の施行期日)

第3条 草津市重要な公の施設に関する条例の一部を改正する条例(令和2年草津市条例第24号)の施行期日は、令和3年5月6日とする。ただし、第1条の改正規定は、同年5月1日から施行する。

(草津市立男女共同参画センター条例の施行期日)

第4条 草津市立男女共同参画センター条例(令和2年草津市条例第27号)の施行期日は、令和3年5月6日とする。

(草津市立子育て支援拠点施設条例の施行期日)

第5条 草津市立子育て支援拠点施設条例(令和2年草津市条例第29号)の施行期日は、令和3年5月6日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年2月22日揭示済み)

草津市立市民総合交流センター条例施行規則をここに公布する。

令和3年2月22日

草津市長 橋 川 涉

草津市規則第3号

草津市立市民総合交流センター条例施行規則(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立市民総合交流センター条例(令和2年草津市条例第21号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定管理による管理)

第2条 条例第4条の規定により指定管理者に草津市立市民総合交流センター(条例第3条第1項第1号に規定する施設をいう。以下「交流センター」という。)の管理を行わせる場合においては、第5条から第7条、第13条から第16条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(休館日)

第3条 交流センターの休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、または臨時に休館することができる。

(開館時間)

第4条 交流センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(使用許可の申請等)

第5条 条例第6条第1項に規定する使用許可を受けようとする者(以下「使用申請者」という。)は、草津市立市民総合交流センター使用許可兼減免申請書(別記様式第1号。以下「使用許可兼減免申請書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、市民総合交流センター予約システム(電子情報処理組織により、市民総合交流センターの予約および利用の手続き等に係る事務を自動的に処理するシステムをいう。以下「予約システム」という。)を利用して使用許可を申請する場合は、使用許可兼減免申請書の提出は要しないものとする。

2 前項の使用許可兼減免申請書の提出期間は、次の

とおりとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 大会議室およびこれと同時に使用する施設 使用しようとする日（引き続き2日以上使用しようとする場合は、その初日をいう。以下「使用日」という。）の12月前から使用日の前日まで
- (2) その他の施設 使用日の6月前から使用日の前日まで

3 市長は、使用申請者に対して、使用許可に関して必要な書類の添付を求めることができる。

（使用許可等）

第6条 市長は、施設の使用を許可したときは、草津市立市民総合交流センター使用許可兼減免許可書（別記様式第2号）を交付する。ただし、前条第1項ただし書の規定により使用許可兼減免申請書を提出しなかった者については、許可した旨を予約システムにより通知するものとする。

2 使用料は、前項の使用許可の際に納付しなければならない。ただし、前条第1項ただし書の規定により使用許可兼減免申請書を提出しなかった者については、予約システムにより許可した旨の通知があった日の翌日から起算して14日以内または使用日の前日までのいずれか早い日までに納付しなければならない。

（申請事項の変更）

第7条 前条第1項の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、申請した事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

（付属設備等使用料）

第8条 付属設備および備品（以下「付属設備等」という。）の使用料は、別表に定めるところにより算定した額の合計額とする。

（使用料の減免）

第9条 条例第9条第3項の規定により使用料（付属設備等使用料を除く。）を減免することができる場合およびその減免額は、次のとおりとする。

- (1) 市または市の執行機関の主催または共催する事業を実施するため使用するとき 全額
- (2) 市または市の執行機関の後援事業を実施するため使用するとき 3割相当額
- (3) 中間支援組織（草津市協働のまちづくり条例（平成26年草津市条例第2号）に規定する中間支援組織をいう。）が主催する事業を実施するため使用するとき 全額

(4) 市があらかじめ認定した登録団体がその活動のために使用するとき 5割相当額

(5) 会議室を使用する者がその使用と同時に託児を目的として会議室を使用するとき 託児を目的として使用する会議室の使用料の5割相当額

(6) その他市長が特に必要があると認めるとき 市長が定める額

2 前項の使用料の減免を受けようとする者は、使用許可兼減免申請書に市長が必要と認める書類を添えて、使用許可の申請の際に、市長に提出しなければならない。ただし、予約システムを利用して減免を申請する場合は、使用許可兼減免申請書の提出は要しないものとする。

（使用料の還付）

第10条 条例第9条第4項ただし書の規定により使用料を還付する場合およびその金額は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額

(2) 施設の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額

(3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額

(4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額

(5) 市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、草津市立市民総合交流センター使用料還付申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（目的外使用等の禁止）

第11条 使用者は、許可された目的外に使用し、または使用する権利を他に譲渡し、もしくは転貸してはならない。

（遵守事項）

第12条 使用者その他市民総合交流センターを利用する者（以下「使用者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可を受けないで、物品を販売し、展示し、またはポスター等の貼付をしないこと。

(2) 危険物を持ち込まないことおよびみだりに火気

を使用しないこと。

- (3) 所定の場所以外において、飲食をしないこと。
- (4) 収容人員は、使用部分に収容できる定数の範囲内とすること。
- (5) 他の使用者等に迷惑の及ぶ行為をしないこと。
- (6) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入館の制限)

第13条 市長は、使用者等が、次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒否し、または退館させることができる。

- (1) 公安または風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設または付属設備等を破損するおそれがあるとき。
- (3) 施設の使用目的に反するおそれがあるとき。

(原状回復義務)

第14条 使用者は、施設もしくは付属設備の使用を終了したときは、直ちに原状に復し、市長の点検を受けなければならない。使用許可を取り消された場合も同様とする。

(市長の入室)

第15条 使用者は、市長が管理上必要があると認めて施設に立ち入る場合は、これを拒むことはできない。

(き損等の届出)

第16条 使用者等は、施設または付属設備をき損または滅失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(免責)

第17条 条例またはこの規則の規定による処分によって生じた損害については、市および指定管理者はその責めを負わない。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和3年5月6日から施行する。ただし、第5条から第10条までの規定は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第8条関係）

付属設備等使用料

品名	単位	使用料/回
チューナー	1台	1,000円
ワイヤレスマイク	1本	200円
ワイヤマイク	1本	100円
ピンマイク	1本	200円
液晶プロジェクター	1セット	2,000円
パネル	1枚	200円
支柱	1本	100円
ピアノ	1台	1,000円
スポットライト	1台	100円

備考

- 1 付属設備等使用料は、条例で定める使用区分（午前・午後、夜間を各1回、午前・午後、午後・夜間を各2回、全日を3回）により計算する。
- 2 条例で定める使用区分を超えて付属設備等を使用する場合の使用料の算定は、施設使用の例による。
- 3 使用者が電気、ガスまたは水道を特別に使用したときの経費は、別に市長が定める額をそのつど徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、減額し、または免除することができる。
- 4 使用施設に備え付けてある付属設備等を使用する場合は、使用料は徴収しない。

別記

様式第1号(第5条第1項および第2項、第6条第1項および第2項、第9条第2項関係) 草津市立市民総合交流センター使用許可兼減免申請書

年 月 日

草津市立市民総合交流センター

申請者
住 所
団 体 名
代表者名
電 話

草津市立市民総合交流センターを使用したいので、次のとおり申請します。
なお、使用に際しては、草津市立市民総合交流センター条例、同条例施行規則および係員の指示に従います。

使用目的	使用人数	人		
使用日時	年 月 日 時 分から 時 分まで(午前・午後・夜間)			
使用施設	・101会議室 ・102会議室 ・201会議室 ・202会議室 ・203会議室 ・204会議室 ・205会議室 ・301会議室 ・302会議室 ・303会議室 ・401会議室 ・102会議室 ・103会議室 ・和室 ・501会議室 ・502会議室 ・503会議室 ・504会議室 ・調理室 ・大会議室			
入場料等	無 ・ 有 (円)			
使用料	施設等	付属設備等		
	施設	円 チューナー	円 ワイヤレスマイク	円
	料 率	円 ワイヤマイク	円 ピンマイク	円
	入場料	円 液晶プロジェクタ	円 パネル	円
	市 外	円 支柱	円 ピアノ	円
	持込料	円 スポットライト	円	円
施設等計	円	円	円	
減 免 申 請	草津市立市民総合交流センター 条例施行規則の使用料の減額・免除 をお願いします。 申請する ・ 申請しない	減免許可番号 第 号	減免金額	
	合 計		円	
		総 計	円	

注1 災害その他公益上必要が生じた場合に、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

2 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

様式第2号(第6条第1項)

草津市立市民総合交流センター使用許可兼減免許可書
年 月 日
団体名
代表者名
草津市長

草津市立市民総合交流センターの使用については、次のとおり許可します。

Table with columns: 使用目的, 使用人数, 使用日時, 使用施設, 入場料等, 使用料, 減免申請, 使用条件. Includes details on facility usage, fees, and exemptions.

(裏面)

1 使用許可の取消し等

次のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは制限することがあります。

- (1) 法令の規定に違反して使用しようとし、または使用したとき。
(2) 使用のための手続きに違反したとき。
(3) 使用中において著しく秩序を乱す行為があったとき。
(4) 使用に関して、係員の指示に違反し、または使用上遵守すべき事項に違反する行為があったとき。
(5) 災害その他公益上必要が生じたとき。
(6) その他市長が使用を不適当と認めるとき。

2 使用料の返還

次のいずれかに該当するときは、既納の使用料の全部または一部を返還します。

- (1) 災害その他公益上必要があり施設を使用できないとき 全額
(2) 施設の管理上の都合により施設を使用できないとき 全額
(3) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 7割相当額
(4) 条例第6条の規定により使用を許可された者が、使用日の3か月前の日の翌日から7日前の日までに自らの都合により施設の使用を取り消したとき 5割相当額
(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に還付する必要があると認めるとき 市長が定める額

3 損害賠償

- (1) 使用者が、草津市立市民総合交流センターの設備等を汚損し、破損し、もしくは滅失したときは、原状に回復し、またはそれによって生じた損害について賠償していただきます。
(2) 市は、使用許可の取消し等によって使用者が被った損害について、賠償の責を負いません。

様式第3号(第10条第2項関係)

草津市立市民総合交流センター使用料還付申請書
年 月 日
草津市長 様
申請者
住所
団体名
代表者名
電話

下記のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

Table with columns: 使用日時, 使用施設, 付属設備, 申請理由

以下は記入する必要はありません。

Table with columns: 受付年月日, 受付番号, 担当者, 既納付額, 還付金額, 次 裁

(令和3年2月22日揭示済み)

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐車場
条例施行規則をここに公布する。

令和3年2月22日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第4号

草津市立市民総合交流センター自転車自動車駐
車場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市立市民総合交流センター
自転車自動車駐車場条例（令和2年草津市条例第22
号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事
項を定めるものとする。

(供用時間等)

第2条 草津市立市民総合交流センター自転車自動車
駐車場（以下「駐車場」という。）の供用時間は、
午前0時から午後12時までとし、自動車駐車場の入
出庫の取扱い時間は、午前8時から午後10時までと
する。

(駐車できる自動車)

第3条 条例第5条ただし書の規定により駐車でき
る自動車の大きさは、長さ5.15メートル以下、幅
2.0メートル以下、高さ2.1メートル以下のものと
する。

(自転車駐車場使用手続等)

第4条 自転車駐車場を使用しようとする者は、自転
車等を係留装置に自ら固定し、当該自転車等を退場
させる時に、料金所において駐車時間に対応する料
金を納付しなければならない。

(自動車駐車場使用手続等)

第5条 自動車駐車場を使用しようとする者は、発券
所において駐車券（別記様式）を受け取り、使用後
料金所において当該駐車券を提出し、駐車時間に対
応する料金を納付しなければならない。

2 駐車券の紛失等により入庫時間が確認できない場
合における料金は、入庫の日の開場時間から出庫時
間までの料金とする。

(特別利用駐車に係る自動車駐車場使用手続等)

第6条 条例別表備考2に規定する特別利用駐車に係
る自動車駐車場を使用しようとする者は、市長が別
に定める手続に従って、特別利用駐車の手続きを受
けなければならない。

2 特別利用駐車に係る料金は、1月当たり11,000円
とする。

(料金の減免)

第7条 条例第8条の規定により料金を減額し、また
は免除することができる場合およびその額は、次に
掲げる車両とする。

- (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第
1項に規定する緊急自動車 免除
- (2) 国または地方公共団体の職員が防疫、防災その
他緊急を要する公務を行うために使用する車両
免除
- (3) 法令の定めるところにより駐車場の監督または
検査のために使用する車両 免除
- (4) 駐車場に係る電気、水道、ガスその他の工事の
ために使用する車両 免除
- (5) 駐車場に係るごみその他の汚物を収集するため
に使用する車両 免除
- (6) 身体障害者等が運転または乗車する車両で、市
長が別に定めるもの 市長が定める額
- (7) 公務のために使用する本市の公用車 免除
- (8) その他市長が特に必要があると認める車両 市
長が定める額

第8条 前条に定める場合のほか、次に掲げる本市の
施設を使用する際に自動車を駐車する場合は、駐車
開始後4時間（第5号に掲げる施設を使用する場合
にあっては、2時間）に限り、条例第8条の規定に
より料金を免除する。

- (1) 草津市立市民総合交流センター条例（令和2年
草津市条例第21号）第6条第1項に規定する使用
許可を受けた施設
- (2) 草津市立人権センター
- (3) 草津市立少年センター
- (4) 草津市立男女共同参画センター
- (5) 草津市立北部子育て支援拠点施設
(使用者の遵守事項)

第9条 駐車場の使用者は、次の各号に掲げる事項を
守らなければならない。

- (1) 駐車的位置については、係員の指示に従うこ
と。
- (2) 車両には必ず施錠を行う等、盗難防止に努める
こと。
- (3) 特別利用駐車を他人に譲渡または貸与しないこ
と。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の利用に当
たっては、条例、この規則および係員の指示に従
うこと。

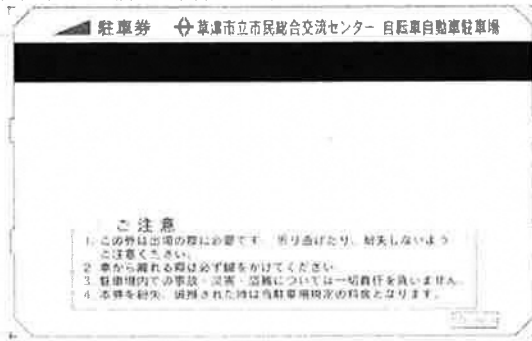
(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理運営について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第6条第1項の規定は、公布の日から施行する。

別記様式(第6条第1項関係)



(令和3年2月22日揭示済み)

草津市修学援助資金給付規則を廃止する規則をここに公布する。

令和3年2月24日

草津市長 橋川 渉

草津市規則第5号

草津市修学援助資金給付規則を廃止する規則
草津市修学援助資金給付規則(平成17年草津市規則第8号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和3年2月24日揭示済み)

訓 令

草津市職員証に関する規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

令和3年2月19日

草津市長 橋川 渉

草津市訓令第1号

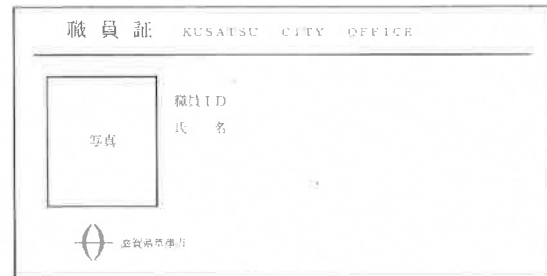
草津市職員証に関する規程の一部を改正する訓令

草津市職員証に関する規程(昭和46年草津市訓令第9号)の一部を次のように改正する。

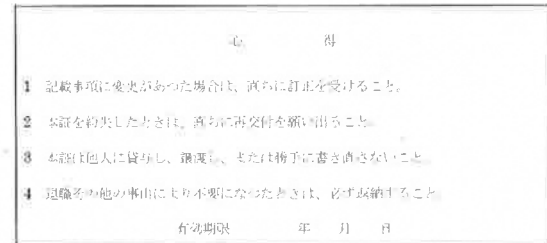
別記様式を次のように改める。

別記様式(第2条関係)

(表)



(裏)



付 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際、現に交付されている草津市職員の証は、改正後の草津市職員証に関する規程により交付されたものとみなす。

(令和3年2月19日揭示済み)

告 示

草津市告示第38号

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和3年2月17日

草津市長 橋 川 涉

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金交付要綱

(趣行)

第1条 この要綱は、民設児童育成クラブにおいて子どもを安心して保育することができる環境整備を図るため、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に資する取組に対し、予算の範囲内において草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、草津市補助金等交付規則（昭和59年草津市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「民設児童育成クラブ」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の8第2項に基づく届出を行った放課後児童健全育成事業（草津市児童育成クラブ条例（昭和61年草津市条例第25号）第3条に規定する指定管理者が行う事業を除く。）をいう。

2 この要綱において使用する用語の意義は、児童福祉法、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）および児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）ならびに草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第32号）および規則の例による。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱（平成27年草津市告示第180号）の規定による草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金の交付の決定を受けている者とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助の対象となる事業、補助要件および補助基準額ならびに補助対象経費（令和3年3月31日までに納品が完了しているものに限る。）は、別表に

掲げるとおりとする。

2 補助金の額は、補助基準額と補助対象経費のいずれか少ない額とする。

(交付申請書の添付書類)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金所要額調書（別記様式第1号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(実績報告書の添付書類)

第6条 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金の交付を決定した年度の翌年度4月10日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金実績額調書（別記様式第2号）

(2) 項目、納品日および支払日を確認できる書類の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(関係書類の保管等)

第7条 補助事業者等は、この要綱に基づく補助金の執行に係る納品書および領収書等の関係書類を事業実施年度の翌年から5年間保管し、市長から提出要請があった場合は、直ちに提出しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年2月17日から施行し、令和2年4月1日以降の事業から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条各号列記以外の部分に規定する書類の提出期限および第7条に規定する関係書類の保管期間については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第4条第1項関係）

事業	補助要件および補助基準額	補助対象経費
新型コロナウ イルス 感染症	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、草津市の要請により、民設児童育成クラブを臨時に休所した場合または	返還した保育料を合計した金額に相当する額

対策保育料減免事業
 利用の自粛により民設児童育成クラブを利用しなかった場合の日割り保育料について、補助事業者が保護者へ返還した場合の経費を補助するものとし、補助基準額は、返還した保育料を合計した金額に相当する額とする。

新型コロナウイルス感染症拡大防止事業
 民設児童育成クラブにおける子ども用マスク、消毒液等の衛生用品および感染防止のための備品の購入、施設等の消毒、感染症予防の広報・啓発等に係る費用を補助するものとし、補助基準額は、1支援単位あたり360,000円とする。ただし、令和元年度に草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱（令和2年草津市告示第211号）による改正前の草津市民設児童育成クラブ運営等事業費補助金交付要綱の規定による感染拡大防止事業に係る補助金の交付を受けた場合は、当該補助基準額からその額を差し引いた額とする。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業
 「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策支援事業（児童福祉施設等分）の実施について」（令和2年10月1日付滋子青第2210号滋賀県健康医療福祉部長通知）の別紙に定める「滋賀県新型コロナウイルス感染症対策支援事業（児童福祉施設等分）実施要綱」に基づき、民設児童育成クラブにおける感染拡大を防止する観点から、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する経費を補助するとともに、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施していくための必要な経費を補助するものとし、補助基準額は、1支援単位あたり500,000円とする。

感染拡大防止のための衛生用品、備品等の購入経費、施設等の消毒に係る経費および感染症予防の広報・啓発等に係る経費
 感染拡大防止のための衛生用品、備品等の購入経費、施設等の消毒に係る経費および感染症予防の広報・啓発等に係る経費
 感染拡大防止のための衛生用品、備品等の購入経費、施設等の消毒等に係る経費および感染症予防の広報・啓発に係る経費、職員が感染症対策の徹底を図りながら業務を継続的に実施するための経費

別記
 様式第1号（第5条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金所要額調書

児童育成クラブ名

区分	補助基準額 A	補助対象経費 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業	円	円	円	円	
新型コロナウイルス感染症拡大防止事業					
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業					
合計					

様式第2号（第6条第1号関係）

草津市民設児童育成クラブ新型コロナウイルス感染症対策補助金実績額調書

児童育成クラブ名

区分	補助基準額 A	補助対象経費 B	AとBのいずれか少ない額	補助金額	備考
新型コロナウイルス感染症対策保育料減免事業	円	円	円	円	
新型コロナウイルス感染症拡大防止事業					
新型コロナウイルス感染症拡大防止対策事業					
合計					

（令和3年2月17日掲示済み）

草津市告示第39号

自動車臨時運行許可番号標の失効について
 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定により許可した自動車に係る次の自動車臨時運行許可番号標は、失効したので告示する。

令和3年2月18日

草津市長 橋川 渉

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日
滋賀1903	令和3年2月18日
滋賀1907	令和3年2月18日
滋賀1909	令和3年2月18日
滋賀1917	令和3年2月18日
滋賀1921	令和3年2月18日
滋賀1923	令和3年2月18日
滋賀1928	令和3年2月18日
滋賀3201	令和3年2月18日

(令和3年2月18日揭示済み)

草津市告示第40号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年2月19日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書
2件

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年2月26日に送達があったものとみなす。

令和2年度市県民税税額変更（決定）通知書

連番	氏名	住所
1	BUI THI ANH HAI	ベトナム
2	NGUYEN THI DAO	ベトナム

(令和3年2月19日揭示済み)

草津市告示第41号

草津市議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月19日

草津市長 橋川 渉

- 1 期 日 令和3年2月26日
- 2 場 所 草津市議会議場

(令和3年2月19日揭示済み)

草津市告示第42号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市健康福祉部介護保険課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年3月1日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

令和2年度 第8期介護保険料督促状

2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年3月8日に送達があったものとみなす。

令和2年度第8期介護保険料督促状公示送達者名簿

No.	氏名	住所
1	山本 治	草津市青地町961番地2
2	木村 博	草津市西大路町10番5-254号 シャルマンコーポ
3	二神 康彦	草津市笠山一丁目9番40号
4	吉田 幸男	草津市岡本町601番地2 三洋建設
5	野瀬 久治	草津市西大路町6番36号
6	村尾 節子	草津市東草津一丁目7番19号 ハイツ中川 103号
7	橋 治三郎	草津市大路三丁目5番12号 大路荘 5号
8	中水 龍蔵	草津市東草津一丁目6番25号
9	松嶋 幹雄	草津市東草津一丁目2番13号コーポソレイユ B棟 101号
10	山岡 照男	草津市若草二丁目13番地5
11	山口 ふちえ	草津市南笠東二丁目9番4号
12	橋 芳樹	草津市野路東三丁目3番3-306号レドンダカサ玉川
13	丸山 納	草津市野路九丁目7番11-101号 ネバーランドハウス
14	中村 義裕	草津市青地町692番地15サンハイム東草津202号
15	上間 清松	草津市草津三丁目2番6号 光マンション403号
16	佐山 義友	草津市木川町918番地 寺前団地 56号棟左
17	林 芳行	草津市矢倉二丁目2番28号 メゾン千成

(令和3年3月1日掲示済み)

草津市告示第43号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に基づき公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部納税課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和3年3月1日

草津市長 橋 川 涉

1 送達すべき書類

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 固定資産税・都市計画税督促状 | 23件 |
| (2) 国民健康保険税督促状 | 28件 |
| (3) 差押調書（謄本） | 6件 |
| (4) 配当計算書（謄本） | 3件 |
| | 計60件 |

2 送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和3年3月8日に送達があったものとみなす。

件数	氏名	住所	国庫或庫積・都市計画税	国民健康保険税
1	大成開発 株式会社	大京市北区吉野町17番地	令和2年度第3期	
2	井上 良博	東京都葛飾区山手町2丁目7番9号 コーポビル105号	令和2年度第3期	
3	株式会社 SION	群馬県生利市山内町3丁目128-1	令和2年度第3期	
4	株式会社 丸岡	大津市真野2丁目27番1号	令和2年度第3期	
5	株式会社 SIBER-LEDINGUS	東京都小平2丁目10-26	令和2年度第3期	
6	有限会社 スイス・ライフ社	東京都小平2丁目10番26号	令和2年度第3期	
7	株式会社 セイサク印刷	埼玉県八幡市安土町上原通1062番地B	令和2年度第3期	
8	森 寛子	草津市野村西丁目14番6号	令和2年度第3期	
9	山元 千太郎	草津市下笠野	令和2年度第3期	
10	井上 辰之助	草津市下笠野	令和2年度第3期	
11	若林 多一郎	草津市大宮一丁目18番26号	令和2年度第3期	
12	奥村 政弘	草津市大宮一丁目8番24-1102号 アウルコート大株	令和2年度第3期	
13	川口 前吉	草津市大宮三丁目3番47号	令和2年度第3期	
14	有限会社 奥西佳雄	草津市大宮二丁目1番41号	令和2年度第3期	
15	株式会社 アースディ	草津市馬場町207番地7B	令和2年度第3期	
16	山本 初太郎	草津市宮前町1443番地1	令和2年度第3期	
17	小倉 一浩	京都府山科区西野橋17番地34	令和2年度第3期	
18	有限会社 草津丸三住宅	草津市野路一丁目14番38-1002号	令和2年度第3期	
19	ピコ石油 株式会社	草津市北山田町93番地1	令和2年度第3期	
20	株式会社 セコウ	大京市北区天神橋2丁目5番25号 若林グランドビル9階	令和2年度第3期	
21	英和開発 株式会社	大京市北区東本町17番地	令和2年度第3期	
22	長目 光	大京市西区九条南4丁目15番6号	令和2年度第3期	
23	久保田 真三郎	京都市伏見区向島中島町7番地の15	令和2年度第3期	
1	祐成 好守	草津市野路三丁目12番地4	令和2年度第2期	
2	加賀谷 明彦	草津市沢川一丁目7番50-51号 YOSHIDAハイツ	令和2年度第2期	
3	吉田 博	草津市上笠二丁目17番5-304号 アーパス草津	令和2年度第2期	
4	高木 茂夫	草津市若竹町3番14-301号 ハイツナカハラ	令和2年度第2期	
5	山田 厚	草津市大宮二丁目15番39号	令和2年度第2期	
6	駒井 景子	草津市東草津二丁目9番33-403号 プリムヴェール	令和2年度第2期	
7	和田 美波	草津市草津二丁目7番22-101号 草津栄光ハイツ	令和2年度第2期	
8	HORNBUCKLE CHARLES ROY	草津市草津1669番地1-106レオパレスレオスバル	令和2年度第2期	
9	安谷 直公	草津市豊地町213番地1-231 ディアコート豊地1	令和2年度第2期	
10	大上和博	草津市豊地町213番地1-305 ディアコート豊地1	令和2年度第2期	
11	LIANG HADWEN 梁 漢文	草津市豊地町270番地3 サンクリエート・ハヤシ雲城館 1709号	令和2年度第2期	
12	張 燕	草津市豊地町581番地1-1513 コンフォートテラオ	令和2年度第2期	
13	井ま口 ヴァレ	草津市湯分南三丁目2番36号	令和2年度第2期	
14	LI YITIAN	草津市東矢倉一丁目2番11-201号 アセンプル	令和2年度第2期	
15	WANG JIALONG	草津市東矢倉四丁目14番6-1707号 ステューデントHIROSE	令和2年度第2期	
16	LI HUAJING	草津市野路東四丁目13番8-107号 アンビエント	令和2年度第2期	
17	小倉 一浩	京都府山科区西野橋17番地34	令和2年度第2期	
18	WANG JIELEI 王 潔潔	草津市野路九丁目10番1-204号 ハイツ玉川IV	令和2年度第2期	
19	高木 昌夫	草津市野路九丁目14番1-303号 ALTA南草津ビュー	令和2年度第2期	
20	坂本 功	草津市野路九丁目14番1-407号 ALTA南草津ビュー	令和2年度第2期	
21	渡辺 高文	草津市野路八丁目21番5-207号 PALACIO-KI	令和2年度第2期	
22	遠野 成人	草津市矢橋町105番地1-523 カー・ソラツツオ	令和2年度第2期	
23	酒橋 賢治	草津市矢橋町1524番地14	令和2年度第2期	
24	山崎 美穂	草津市南笠東三丁目16番10号	令和2年度第2期	
25	高橋 一	草津市南笠東三丁目22番15-1号	令和2年度第2期	
26	NGUYEN THI MINH HUYEN	草津市笠山三丁目1番18-201号 シティハイム製菓	令和2年度第2期	
27	ZHANG YUANDONG	草津市笠山四丁目2番45-1904号 ライズワールド IHARA	令和2年度第2期	
28	SIDDIQUEE ALI TANWEER	韓国	令和2年度第6期	

差押調書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	ZHANG ZIYU	草津市東矢倉四丁目8番55-303号野路 番館	発番 令和3年 1月18日 草納発第11号
2	KITRONGROT SAKUL TITINUNT	草津市笠山一丁目4番10-303号リファビリティビル2F	発番 令和3年 1月20日 草納発第17号
3	ZHANG LUYI 張 羽藝	草津市笠山七丁目6番53-A303号密着医大田附交産会館	発番 令和3年 1月28日 草納発第59号
4	日本 圭史	草津市南草津一丁目1-5-407	発番 令和3年 1月28日 草納発第65号
5	LI YITIAN	草津市東矢倉一丁目2番11-201号アセンプル	発番 令和3年 2月 3日 草納発第89号
6	LEE CHANG JOO	草津市野路一丁目5番24-313号サンシャイン	発番 令和3年 2月 3日 草納発第91号

配当計算書(謄本) 公示送達者名簿

件数	氏名	住所	備考
1	天上 裕司	草津市草津一丁目2番地2サテンドール草津 512号	発番 令和3年 2月 9日 草納発第140号
2	濱田 市	草津市湯分一丁目5番29丸ノオス・アーン20F	発番 令和3年 2月 9日 草納発第145号
3	日本 圭史	草津市南草津一丁目1-5-407	発番 令和3年 2月12日 草納発第165号

(令和3年3月1日掲示済み)

公 告

公 告

都市計画法に基づく公共用施設用地の一部廃止
について

都市計画法第36条第3項の規定に基づき工事の完了
公告を行った次の開発行為における公共用施設用地の
一部を廃止する。

令和3年2月16日

草津市長 橋 川 渉

1 対象となる開発行為

開発許可		開発区域の名称	面積	検査済証交付	
年月日	番号			年月日	番号
H14.11.22	第197号	草津市野路町字廣野1368 外 1筆	5,425.11㎡	H15.2.24	第215号

2 一部廃止する公共用施設用地

一部廃止の内容		
公共用施設の種類	地名・地番	面積
避難通路	草津市野路四丁目字廣野1368番6	32.40㎡

(令和3年2月16日揭示済み)

公 告

条件付一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告する。

令和3年2月17日

草津市長 橋 川 渉

1 工事概要等

- (1) 契約番号 5021-139
- (2) 工事名 県道下笠大路井線他付替等工事
- (3) 工事場所 草津市野村三丁目他
- (4) 工事概要 県道付替工事
 (L=300m、W=10.5~15.75m)
 プレキャストL型擁壁 L=139m
 プレキャスト側溝付街渠 L=389m
 アスファルト舗装（車道部）
 A=2,620㎡
 道路土工等 一式
 市道付替工事（L=43m、W=9.5m）
 プレキャストL型擁壁 L=64m
 重力式擁壁 L=22m
 地盤改良工等 一式
 用水管移設工事
 (L=161m、φ=900mm)
 ヒューム管（B形管） L=161m
 現場打ち集水柵 N=4箇所
 作業土工等 一式

- (5) 工事期間 契約締結日から令和4年8月31日まで

- 2 予定価格 247,380,000円（税抜き）
- 3 最低制限価格 設定する。（事後公表）
- 4 入札方法 地方自治法、草津市契約規則および関係諸法令に基づき執行する。また、電子入札とし、草津市電子入札システムを用いて行う。

5 入札の参加希望に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3) 公告日から入札執行日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと、および当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者でないこと。

東京都中央区晴海2丁目5番24号
 セントラルコンサルタント株式会社
 東京都台東区浅草橋5丁目20番8号

八千代エンジニアリング株式会社

なお、「当該受託者と資本または人事面において関連がある建設業者」とは、次のアまたはイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、またはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

(5) 草津市が発注する建設工事等についての契約に係る一般競争入札および指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱（平成13年草津市告示第189号）に基づき、令和2年度において土木工部門に登録されている者であること。

(6) 上記(5)のうち、草津市建設工事等指名競争入札参加者格付基準に基づく令和2年度の格付けにおいて、土木工部門のAランクとして格付けされている者であること。

(7) 次の基準を満たす現場代理人および主任技術者を当該工事に配置すること。

ア 現場代理人は、主任技術者の職責を兼ねることができる。

イ 主任技術者は、1級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

ウ 主任技術者は、監理技術者（監理技術者資格者証を有している者）とし、併せて監理技術者講習修了証または監理技術者講習修了証明書を有していること。

エ 主任技術者（監理技術者）は、雇用者と直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上）雇用関係があること。

6 設計図書等の配布

(1) 配布期間 令和3年2月17日午前9時から令和3年3月19日午後5時まで

(2) 配布方法 草津市電子入札システムの入札情報公開システムより入手すること。

7 設計図書等に対する質疑

(1) 受付期間 令和3年2月17日午前9時から令和3年3月8日午後5時まで

(2) 受付場所 草津市役所契約検査課

(3) 受付方法 電子メールとする。提出時には必ず着信確認を行うこと。

E-mail keiyaku@city.kusatsul.jp

(4) 様式 別紙様式1を用いること。

(5) 回答日・回答方法 令和3年3月10日午前9時より、草津市電子入札システムの入札情報公開システムによる公開および契約検査課窓口縦覧にて行う。
なお、回答に対する再質問については受け付けない。

8 入札書等の提出

(1) 入札書受付期間 令和3年3月22日午前9時から令和3年3月23日午後5時まで

(2) 提出の方法 草津市電子入札システムにより提出すること。

(3) 紙入札による参加 草津市電子入札心得第4条に基づき行うこと。

(4) 提出書類等

入札参加者は、次に定める書類を入札書に添付して、草津市電子入札システムにより送信すること。紙入札による場合も添付すること。添付がない場合は失格とする。また、再申請は認めない。

ア 条件付一般競争入札参加資格確認申請書および誓約書（別紙様式2）

イ 最新の経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

ウ 土木一式工事業に係る特定建設工事業の許可を有している者であることが確認できるものの写し

エ 主任技術者（監理技術者）の1級土木施工管理技士であることを証明する1級技術検定合格証明書の写し

オ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者資格者証（両面）の写し

カ 主任技術者（監理技術者）の監理技術者講習修了証の写しまたは監理技術者講習修了証明書（講習修了履歴）の写し

キ 主任技術者（監理技術者）の健康保険被保険者証の写し等雇用者との直接かつ恒常的な（入札日において3か月以上の）雇用関係が確認できる資料

ク 見積内訳書

(5) 添付ファイルの容量は、2メガバイトまでとする。

9 開札

(1) 開札日時 令和3年3月24日午前10時00分から

- (2) 開札場所 草津市役所契約検査課
- 10 落札者の決定方法
 予定価格および最低制限価格を設定していることから、開札後、その価格の範囲内の最低価格応札者から入札参加資格要件を満たしているかを審査し、入札参加資格要件を満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い、適格者が確認できるまで行うものとする。
 また、次に説明する積算疑義申立て手続き完了後に落札決定をするものとする。
- 11 積算疑義申立て手続きに関する事項
 (1) 積算疑義申立者 本工事の入札参加資格要件を満たした入札参加者に限る。
 (2) 積算疑義申立方法 草津市建設工事の積算疑義申立て手続きに関する取扱要領により行う。
- 12 入札の無効
 (1) 草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第14条の規定に該当する入札は無効とする。
 (2) 入札に必要な資格に虚偽の申請を行った者の入札は無効とする。
 (3) 草津市電子入札心得に違反した入札は無効とする。
- 13 契約条項を閲覧する場所 草津市総務部契約検査課
- 14 現場説明 無 入札参加希望者において現地の状況を熟知しておくこと。
- 15 入札保証金 免除 ただし、落札者が契約を締結しないときは、入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 16 前金払 可 草津市建設工事執行規則（平成9年草津市規則第13号）により行う。
- 17 中間前金払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 18 部分払 可 草津市建設工事執行規則により行う。
- 19 契約保証金 要 落札金額の10%以上の契約保証金を納付すること。ただし、保証事業会社の保証、金融機関の保証、公共工事履行保証証券による保証を付した場合または

- 履行保証保険を締結した場合、契約保証金の納付を免除する。
- 20 議会の議決の要否 要 議会の議決を要する契約であるため、議決を得るまでは仮契約とし、議決を得た後に本契約に移行するものとする。
- 21 その他必要事項
 (1) 申請書および資料の作成ならびに入札参加に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。
 (2) 共同企業体での参加は認めない。
 (3) 上記5(7)の配置予定技術者は、3者まで申請可能とする。
 (4) 草津市電子入札心得を熟読のこと。
 (5) 郵便等による入札および電報による入札は、取り扱わない。
 (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (7) 落札者は、落札決定の通知を受けた日から、10日以内に仮契約書を提出しなければならない。
 (8) 落札者の決定から契約締結（仮契約締結後に本契約とする場合は、本契約とした時点）までの間において、当該落札決定者が草津市建設工事等の指名停止等に関する基準（平成14年6月1日制定）第2条および第3条に基づく指名停止を受けた場合は、当該契約を締結しない。
 (9) 公正な入札が確保できない、または、できなかったと思慮される場合は、入札を中止または落札決定による予約を解除することがある。
 (10) 予定価格超過の入札および最低制限価格未満の入札は失格とする。
- 22 入札に関する問い合わせ先
 草津市総務部契約検査課
 電話 077-561-2307（直通）

（令和3年2月17日揭示済み）

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年2月18日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
草津市西矢倉三丁目1番63-102号 ラルース1番館 奥村 雅夢、奥村 沙也加	草津市矢橋町字馬場962番 外1筆	224.01㎡	R3.2.18	1528

(令和3年2月18日揭示済み)

公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了
 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項
 の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対
 し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証
 を交付した。

令和3年2月18日

草津市長 橋 川 涉

開発許可を受けた者の 住所・氏名	開発区域の名称	面 積	検査済証	
			交付年月日	番 号
米原市梅ヶ原栄32番地 ラックス米原 403号 奥 隼人	草津市南笠町字風呂海道922 番	103.76㎡	R3.2.18	1529

(令和3年2月18日揭示済み)

公 告

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、公共下水道の事業計画を変更したいので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、事業計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに草津市長に意見書を提出することができる。

令和3年2月22日

草津市長 橋 川 涉

1 下水道の名称

琵琶湖流域下水道（湖南中部処理区）関連草津市公共下水道

2 予定処理区域

現事業計画で、草津市芦浦町字宇田、山寺町字尻部澤、岡本町字山田、青地町字堤戸、新浜町字上川中ならびに矢橋町字馬場および中庄司地内を変更し、同事業地内に川原町字溝原、集町字久保、山寺町字足田および新浜町字尺迦野地内を加える。

3 工事着手および完成予定年月日

工事着手年月日 昭和49年 3月20日
工事完成予定年月日 令和8年 3月31日

4 縦覧場所

草津市役所上下水道部上下水道施設課

5 縦覧期間

令和3年2月22日（月）から 令和3年3月8日（月）まで

（令和3年2月22日揭示済み）

公 告

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和3年2月26日

草津市長 橋 川 涉

- 1 縦覧の書類 農用地利用集積計画
- 2 縦覧の期間 令和3年2月26日から
令和3年3月31日まで
- 3 縦覧の場所 草津市環境経済部農林水産課

（令和3年2月26日揭示済み）

公 告

公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造の認定について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、公告認定対象区域内における同一敷地内認定建築物以外の建築物の位置および構造を認定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、その関係書類は、草津市都市計画部建築課に備え置き、関係人の縦覧に供する。

令和3年3月1日

草津市長 橋 川 涉

区域 地番	申請人 住所・氏名	申請建物	全棟数
草津市志那 中町字丸田 48番1	草津市草津三丁目13番30号 草津市長 橋川 涉	自転車置場	共同住宅 3棟 附属施設 7棟

（令和3年3月1日揭示済み）

公 告

一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項および草津市契約規則（平成6年草津市規則第10号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年3月1日

草津市長 橋 川 涉

1 入札物件

一般競争入札に付する市有財産は、次のとおりとする。

売却物件

所在地 草津市芦浦町字大尽320番5

地目 宅地

地積 622.28㎡

2 最低制限価格 27,800,000円

3 入札方法

地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、草津市契約規則、草津市普通財産一般競争入札実施要領、令和2年度草津市市有財産一般競争入札要領および関係諸法令に準じて執行する。

4 申込資格

- (1) 入札の参加者となることができるのは個人または法人で、申込人が入札参加（落札された場合はその物件の購入者）となる。
- (2) 2名以上の共有名義で参加できるものとする。

5 申込みのできない者

- (1) 次の事項に該当する場合は入札に参加できない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当すると草津市が認めたときから2年を経過しない者は、入札に参加できない。その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者についても、同様とする。

- ① 地方自治法第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する草津市の職員
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項または第2項各号に該当すると認められる者
- ③ 20歳未満（参加申込日現在）の者
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者
- ⑤ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第

5条第1項に規定する処分または無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体および当該団体の役員または構成員となっている者

- ⑥ 公告日から入札日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中の者
- ⑦ 草津市税を滞納している者
- ⑧ 令和2年度草津市市有財産売却一般競争入札要領の内容を承諾せず、順守できない者
- ⑨ 市有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない者
- ⑩ 買い受けた土地を、暴力団その他の反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用しようとする者
- ⑪ 草津市から直接にまたは第三者を經由して不動産を買い受け、または借り受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者
- ⑫ ⑪に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位に現にある者および違反時にあった者

6 入札要領の閲覧・配布

- (1) 閲覧・配布期間 令和3年3月1日（月）から令和3年3月15日（月）まで

（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。）

- (2) 閲覧・配布時間 午前9時00分から午後5時00分まで

- (3) 閲覧・配布場所 草津市役所 本庁舎3階 総務部総務課財産管理係もしくは草津市ホームページ

7 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、受付期間内に入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書を提出して所定の手続きをしなければならない。なお、一度提出された申込書類は、いかなる理由にかかわらず、一切返却しないものとする。また、共有名義とされる場合は、共有者の連名で申込みをしなければならない。なお、郵便等、電話、ファックス、電子メールによる申込みは認めない。

- (1) 受付期間 令和3年3月1日(月)から令和3年3月15日(月)まで
(ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く。)
- (2) 受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで
- (3) 受付場所 草津市草津三丁目13番30号
草津市役所 本庁舎3階
総務部総務課財産管理係
TEL 077-561-2305

8 提出書類

- (1) 入札参加申込兼一般競争入札参加資格審査申請書
(個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと。)
- (2) 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 誓約書
- (4) 委任状および受任者本人と確認できるもの(運転免許証など) [代理人により入札および契約をしようとする場合のみ。]
※ (2)については、発行後3か月以内のものに限る。
※ 共有名義で申し込む場合、提出書類(2)(3)は共有者全員のものが必要

9 入札日および開札の日時、場所

- (1) 入札日 令和3年3月22日(月)
- (2) 入札開始時刻 午後2時00分
- (3) 開札開始時刻 入札終了後直ちに開札を行うものとする。
- (4) 入札および開札場所 草津市役所 本庁舎4階401会議室

10 入札保証金に関する事項

入札者は、入札までに入札金額の100分の5に相当する額以上の額を入札保証金として草津市に納付するものとする。入札保証金は、利子をつけず、落札者以外の者に対しては、落札者が決定した後に還付する。なお、落札者が納付した入札保証金は、契約保証金に充当する。落札者が契約を締結しないときは、その者にかかる入札保証金は草津市に帰属するものとする。(落札者が「5」に該当する者であることが判明し、その入札が無効になったときを含む。)

11 入札の方法

- (1) 入札は、所定の入札書により行う。
- (2) 入札者が代理人(復代理人を含む。)により入

札するとき、代理人は入札前に委任状を提出しなければならない。

- (3) 郵便等による入札は、認めない。
- (4) 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回することができない。
- (5) 入札者は、入札前に入札保証金の払い込みが確認できるもの(納入通知書兼領収書)を係員に掲示して、係員の確認を得るものとする。

12 入札書の記入方法

- (1) 入札書には、入札金額(物件の価格の総額)、入札者(代理人(復代理人を含む。以下、同じ。))により入札する場合にあっては、入札者および代理人)の住所および氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)その他所定の事項を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印(個人の場合は実印、法人の場合は法人印と法人の代表者印で押印のこと)を、代理人により入札する場合は代理人の印を押さなければならない。
- (2) 入札金額は、アラビア数字を用いて表示し、かつ、最初の数字の前に¥の記号を付さなければならない。

13 入札無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。落札決定後または契約締結後にその事実が判明した場合も無効とする。

- (1) 入札書を所定の日時を過ぎて提出したとき。
- (2) 入札書記載の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。
- (3) 入札書に記名および押印がないとき。
- (4) 一の入札に対して2通以上の入札書を提出したとき。
- (5) 入札保証金を納付せず、またはその金額に不足があるとき。
- (6) 代理人による入札の場合において、委任状を提出しないとき。
- (7) 入札者およびその代理人が他の入札代理人となったとき。
- (8) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (9) 草津市から交付された入札書以外の入札書により入札したとき。
- (10) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により入札書に記入したとき。

- (1) 入札書記載の金額を加除訂正したとき。
- (2) 郵便等、ファックス、電子メールにより入札したとき。
- (3) 事前に公表した最低売却価格を下回る価格で入札したとき。
- (4) 談合その他不正の行為があったと認められるとき。
- (5) その他入札に関する条件に違反したとき。
- 14 落札者の決定
- (1) 落札者は、最低売却価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とする。
- (2) 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きで決定するものとする。この場合において入札者は、くじ引きを辞退することができないものとする。
- (3) 開札の結果、落札者を決定したときは、その者の氏名（法人にあってはその名称）および落札価格を入札者に知らせるものとする。
- 15 入札の中止等
- (1) 入札者が不正または不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。
- (2) 災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合においても、入札の執行を延期し、もしくは中止することができる。
- 16 契約保証金に関する事項
- (1) 落札者は、契約の締結までに、契約保証金として契約代金の100分の10以上の金額を草津市に納付するものとする。この場合において、入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。
- (2) 契約保証金は、「17」の規定により契約を解除されたときは、違約金として没収する。
- 17 契約の締結
- (1) 落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に土地売買契約書を草津市総務部総務課に提出（提出する契約書2部のうち1部について落札者の負担により印紙を添付のこと。）して草津市と契約を締結しなければならない。
- (2) 契約は、草津市が落札者とともに契約書に記名捺印したときに確定するものとする。
- (3) 落札者は、契約締結の日から30日以内に契約代金の全額を納付書により納付しなければならない。この場合において、契約保証金は、契約代金の一部に充当することができる。
- (4) 落札者は、売買物件の所有権移転登記前に、その物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することはできないものとする。
- (5) 落札者は、入札物件に数量の不足その他隠れた瑕疵のあることを発見しても、これを理由に契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することはできない。
- (6) 落札者がその落札した物件を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときは、契約を締結しない場合がある。
- 18 契約の解除
- 契約者（落札者）が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該契約を解除することができる。
- (1) 契約期間内に契約を履行せず、または履行の見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 契約の履行について、不正な行為があったとき。
- (3) 上記(1)または上記(2)に定める場合を除くほか、契約者が契約に違反したとき。
- 19 所有権の移転
- (1) 所有権移転の時期は、契約代金が完納された日とする。
- (2) 売買物件は、所有権が移転したときに、現状有姿のまま引き渡すものとする。
- 20 土地の譲渡等の禁止
- 契約者（落札者）は、所有権移転登記が完了するまでの間は、次に掲げる行為はできないものとする。
- (1) 土地を第三者に譲渡すること。
- (2) 土地に地上権、賃借権、抵当権、その他所有権以外の権利を設定すること。
- (3) 土地に物件を設置すること。
- (4) 土地の形質を変更すること。
- 21 登記手続き
- 所有権移転の登記手続きは、売買代金完納後、草津市が行うものとする。なお、登記手続きに必要な費用は、契約者（落札者）の負担とする。
- 22 公課公租等
- 代金完納後の公課公租等は、契約者（落札者）の負担とする。
- 23 契約にあたって付する主な特約

- (1) 公序良俗に反する使用等の禁止について次の特約を付するものとする。
- ① 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体およびその構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反するように使用してはならない。
- ② 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に使用してはならない。
- ③ 売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、上記(1)①、②の使用禁止を書面によって継承させるものとし、当該第三者に対して、上記(1)①、②の定めを反する使用をさせてはならない。
- ④ 上記(1)③の第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様に上記(1)①、②、③の内容を転得者に承継することを書面で義務付けなければならない。
- ⑤ 売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対して上記(1)①、②の定めを反する使用をさせてはならない。
- ⑥ 上記(1)⑤の第三者が新たな第三者に売払物件を使用させる場合も同様に、上記(1)①、②、⑤の内容を遵守させなければならない。
- (2) 上記(1)について、草津市が必要であると認めるときは、実地調査等を行うものとし、契約者（落札者）およびその後の譲受人等には協力の義務がある。
- (3) 上記(1)に違反したときは売買代金の3割、上記(2)に違反したときは売買代金の1割を違約金（違約金に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てる。）として草津市に支払うものとする。
- (4) 上記(1)に違反したときは、上記(3)の違約金の徴収に加えて、土地の買戻しをすることができるものとする。買戻しの期間は、契約締結日から10年間とし、買戻しの特約登記をする。
- 24 留意事項
入札の参加にあたり、次の事項に留意すること。
- (1) 水道、電気および公共下水道等の引込み費用や接続費用などは、契約者（落札者）の負担とす

る。

- (2) 物件調書・位置図は参考資料として利用すること。また、土地の利用制限等については、あらかじめ入札参加者自身で関係機関に確認すること。
- (3) 位置図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性がある。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。現地説明会は実施しないので、現地の状況は、必ず入札参加者自身で確認すること。

- 25 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号
草津市総務部総務課財産管理係
TEL：077-561-2305 FAX：077-561-2483
Email：somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和3年3月1日揭示済み）

教育委員会告示

草津市教育委員会告示第3号

草津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和3年3月1日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和3年3月24日（水） 午後3時00分
2 場 所 教育委員会室

（令和3年3月1日揭示済み）

草津市教育委員会告示第4号

草津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

令和3年3月1日

草津市教育委員会

教育長 川那邊 正

- 1 期 日 令和3年3月5日（金） 午前9時30分
- 2 場 所 教育委員会室

（令和3年3月1日揭示済み）

選挙管理委員会告示

草選委告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項および第75条第1項ならびに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項および第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項および第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数ならびに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項および第86条第1項ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、令和3年3月1日現在において、次のとおりである。

令和3年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

50分の1の数	2,185人
6分の1の数	18,207人
3分の1の数	36,414人

（令和3年3月1日揭示済み）

草選委告示第2号

草津市選挙管理委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年3月1日

草津市選挙管理委員会
委員長 馬場 敏一

記

草津市選挙管理委員会告示で定める申請書等の押印の特例に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、行政手続の簡素化を推進することにより、市民の負担の軽減および利便性の向上を図るため、草津市選挙管理委員会告示で定める申請書、申込書、届出書その他の書類（以下「申請書等」という。）への押印の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（押印の義務付けの廃止）

第2条 草津市選挙管理委員会告示で定める申請書等のうち、委員長が別に定めるものについては、当該告示の規定にかかわらず、押印の義務付けを廃止するものとする。

付 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

（令和3年3月1日揭示済み）

農業委員会告示

草津市農業委員会告示第2号

草津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和3年3月1日

草津市農業委員会
会長 山本 英裕

- 1 期 日 令和3年3月10日（水） 午後1時30分
- 2 場 所 草津市役所 4階 行政委員会室
- 3 付議案件
 - 1) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について（報告）
 - 2) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について（報告）
 - 3) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約通知について（報告）
 - 4) 農地変更届出について（報告）
 - 5) 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

- 6) 農地法第4条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 7) 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて

(令和3年3月1日揭示済み)

上下水道事業告示

草津市上下水道事業告示第4号

草津市給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、次の者を草津市給水装置工事事業者に指定したので、同法第25条の3第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年3月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定給水装置工事事業者

指定番号	事業者名	代表者名	所在地	電話番号
1303	有限会社 テクノワ ークス	今泉 昇	京都市伏見 区竹田西段 川原町129	075-585- 7116
1304	有限会社 ワイ・ケ ー・エム 設備	高田 義 輝	彦根市後三 条町263番 地	0749-22- 1407
1305	和樂設備	稲葉 昌 治	彦根市京町 二丁目4番 4号	090-875 7-8384

2 指定有効期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

(令和3年3月1日揭示済み)

草津市上下水道事業告示第5号

草津市指定下水道工事店の指定について

次のとおり、草津市指定下水道工事店を指定したので、草津市指定下水道工事店規程（平成26年草津市上下水道事業管理規程第7号）第11条第1号の規定により告示する。

令和3年3月1日

草津市長 橋川 渉

1 指定下水道工事店

指定番号	工事店名	代表者名	所在地	電話番号
1304	有限会社 ワイ・ケ ー・エム 設備	高田 義 輝	彦根市後三 条町263番 地	0749-22- 1407
1305	和樂設備	稲葉 昌 治	彦根市京町 二丁目4番 4号	090-875 7-8384

2 指定有効期間

令和3年3月1日から令和8年2月28日まで

(令和3年3月1日揭示済み)